

2. 水産資源をめぐるワシントン条約の近年の動向 金子与止男（岩手県立大総合政策学部）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：ワシントン条約）が採択されたのは1973年、ワシントンでのことであつた。採択された当時、この条約の対象が商業魚種まで拡大されようと思った人はどれほどいただろうか。しかし、近年の傾向としては、商業魚種を条約の対象にしようという動きが欧米を中心に強まっている。陸上の動植物種の主だったものはほとんどがすでに附属書に掲載され、規制対象となっており、新たに掲載しようとする、海産種程度しか残っていないというのを理由のひとつに挙げていい。

いわゆる商業魚種がワシントン条約の場で初めて大きな話題になったのは、1992年に京都で開かれた第8回締約国会議である。スウェーデンがクロマグロの西部大西洋系群を附属書Ⅰ（商業取引禁止）に、東部系群を附属書Ⅱ（取引許可制）に掲載する提案を提出した。この提案はそもそも、オーデュボン協会が作成し、WWFがスウェーデン政府に働きかけて提出してもらったものである。この提案は会期中に撤回され、規制対象とはならなかった。

クロマグロを皮切りに、以降毎回の締約国会議で商業魚種に関する議論が続いている。94年には、ケニアがクロマグロとミナミマグロの規制提案を提出した。これは、会議前にケニアが撤回したため、会議の場では審議されなかった。次回締約国会議には、クロマグロの規制提案が提出されるのではないかと噂されている。

サメ類としては、ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメが附属書Ⅱに掲載された。これら大型サメ類3種は、最初に締約国会議で議論されたときはいずれも否決されたものの、次回会議以降で採択されたものである。ジンベエザメとウバザメは2002年、ホホジロザメは2004年である。第14回会議では、ニシネズミザメとアブラツノザメを附属書Ⅱに掲載する提案がEUを代表してドイツから提出された。この2つの提案はいずれも採択されなかった。

ところで、1992年の京都での会議では、附属書への種掲載基準があいまいであるとして、新

基準の作成をおこなうことが決まり、それに従い、1994年のフロリダでの締約国会議で新基準が完成した。同時に、第12回締約国会議までに、新基準の科学的有効性、定義、異なる分類群への適用妥当性などの見直しをすることも決まった。この見直しは、第12回会議では完成せず、第13回会議（バンコック、2004年）で決着を見た。この見直しに当たっては、FAOが関与し、水産資源学の視点が大きく盛り込まれた。この背景のもと、FAOでは、水産対象種の提案がなされた場合、締約国会議前に専門家パネルを設置し、当該種が改訂新基準に合致しているか否かを議論し、専門家パネルの勧告をワシントン条約事務局に提出するという手続きを導入した。

2007年のハーグでの第14回締約国会議では、ニシネズミザメ、アブラツノザメ、ノコギリエイ類、ヨーロッパウナギ、アマノガワテンジクダイ、アメリカイセエビ類、アカサング類を附属書Ⅱに掲載する提案が審議された。事務局の勧告では、アメリカイセエビ類を除き、残り6種の提案を採択すべきであるとなっていた。一方、FAO勧告では、ノコギリエイ類とヨーロッパウナギのみ附属書Ⅱに掲載すべきだとなっていた。締約国会議での審議の最終結果は、ノコギリエイ類とヨーロッパウナギが採択、他は否決で、FAOの勧告どおりとなった。

この流れからして、今後どのように動いていくだろうか。まず、FAOが反対するものであれば、ワシントン条約の会議で否決される可能性が高い。一方、支持する水産種であれば、非常に高い確率で条約の規制対象となるだろう。ヨーロッパウナギは後者のケースで、日本も附属書掲載に賛成している。また、ワシントン条約の附属書に掲載されることにより、水産資源管理に環境部局が関与してくるようになるのも想像に難くない。

今回のミニシンポジウムでは、これまでの流れを概観するとともに、本要旨作成後に起こったできごとについても紹介したい。